「平成26年度以降の行政評価局調査テーマ」について

1	平成 26 年度行政評価等プログラムの決定日程について ···· P. 1
2	平成 26 年度以降の行政評価局調査テーマ候補 ······P. 2
3	行政評価局調査テーマの背景事情等(案) · · · · · · · · · · · · P . 4

平成26年度行政評価等プログラムの決定日程について

2月4日

調査テーマ候補案について国民から意見募集

~3月5日

(30日間。以後も意見等を受付け調査に反映)

3月3日

政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科

会

(調査テーマ候補案について意見交換)

3月中旬

政務三役への御説明、御決裁

(行政評価等プログラム案について)

4月1日

総務大臣決定、公表

(平成26年度行政評価等プログラムとして決定)

閣僚懇談会において総務大臣からご発言

平成26年度以降の行政評価局調査テーマ候補

平成26年度以降の行政評価局調査については、以下に掲げるテーマを候補として検討中です。

〇 平成 26 年度実施予定のテーマと調査事項

「国の債権管理等」

国の債権管理事務、利用料等の滞納拡大防止対策の実施状況等

「家畜伝染病対策」

家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該遵守状況を踏まえた都道 府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制 の整備状況等

「グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育」

グローバル人材育成の観点からの海外子女・帰国子女等教育の実施状況

「職業能力開発の効果的な実施」

公共職業訓練の実施状況、求職者支援訓練の実施状況、ジョブ・カードの活用状況等

「社会資本の維持管理及び更新(鉄道施設の保全対策等)」

鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況及び安全確保対策の取組状況、 国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等

「再生可能エネルギーの利用促進」

固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況、地方公共団体の取組状況等

「廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保」

廃棄物処理施設の整備・稼働・維持管理状況(費用対効果の状況を含む。)、ストックマネジメントの導入状況等

「地下街等地下空間利用施設の安全対策等」

地下街における施設の維持管理等の実施状況及び各種法令等に基づく安全対策の実施 状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等

「世界文化遺産の保存・管理」

世界文化遺産の保存管理計画の策定状況、保存・管理の状況等

「自動車運送事業における事故防止対策」

自動車運送事業者における安全確保対策の取組状況、自動車運送事業者に対する指導・監査等の安全確保対策の実施状況等

〇平成27年度及び28年度実施を検討しているテーマと調査事項等

「農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進」

農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する各種施策

「原子力防災業務」

原子力防災に係る体制の整備状況や対策の実施状況等

「農業担い手対策(新規就農者)」

新規就農支援に係る各種事業の実施状況、就農相談窓口における情報収集・提供状況 等

「森林・林業の再生」

森林経営計画の策定状況、路網整備や搬出間伐の実施状況、人材育成対策の実施状況 等

「アスベストの飛散防止対策等」

アスベストの飛散防止対策の実施状況、アスベスト飛散の実態把握の取組状況等

「クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進」

クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進に関する各種施策

「政府開発援助」

政府開発援助(ODA)に関する各種事業の実施状況

「発達障害者」

発達障害者支援に関する各種施策の実施状況

「グローバル人材育成の推進」

グローバル人材育成に関する各種施策

「がん対策」

地域におけるがん医療の提供状況、拠点病院等における緩和ケアの実施状況、がんの 早期発見のための取組状況等

「労働者の健康確保対策」

事業場における労働者の健康管理等の実施状況、小規模事業場に対する支援事業の実施状況、メンタルヘルス対策の支援に係る事業の実施状況等

「工作物等の適正管理の確保」

いわゆる「空き家」等の工作物等の管理実態、管理の適正化に向けた取組状況等

「航空安全対策」

航空運送事業者における安全対策の実施状況、航空運送事業者に対する国の指導・監督の実施状況等

「有料老人ホームの運営の適切化」

有料老人ホームの把握状況、有料老人ホームへの指導・監督の実施状況等

実施年度	平成26年度
テーマ名	国の債権管理等に関する行政評価・監視
背景事情	① 国の歳入については、税収の十分な確保が厳しい中、債権の適切な
	管理回収により国の財政上の利益を確保することが各府省共通の重要
	課題であり、国の債権管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)
	や国税徴収法(昭和34年法律第147号)等に基づく適切な事務の実施
	を通じ、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにすること
	も必要である。
	② 総務省は、国の一般会計や特別会計全般にわたって存在する歳入金
	債権について、「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」を実施
	し、平成19年6月、実務マニュアルの整備、研修の計画的実施等の適
	切かつ効果的な債権管理事務の推進や滞納の拡大防止対策等の的確な
	実施など組織的な取組を促す事項を中心に、全府省に対し勧告を行っ
	た。
	しかし、多くの債権を管理している地方支分部局等においては、整
	備した実務マニュアル等に基づく事務処理が適切に実施されていない
	など、その取組が十分に浸透していない状況も想定される。
	③ また、平成19年度末と24年度末の歳入金債権現在額を比較してみる
	と、債権総額では9兆4,846億円から8兆7,255億円に8%減少してい
	るものの、そのうち履行期限が到来している債権額では2兆6,620億
	円から2兆9,540億円と11%増加している状況となっている。
 主な調査項目	① 債権の発生・消滅状況
	② 債権管理実務マニュアル等の整備状況
	③ 債権管理実務マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況
	④ 効果的回収方策等の検討状況
	⑤ 滞納の拡大防止対策等の実施状況
調査等対象機関	全府省、都道府県、関係団体等
(予定)	

[※] 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

実施年度	平成26年度
テーマ名	家畜伝染病対策に関する行政評価・監視
背景事情	① 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥
	インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予
	防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を
	置いて防疫対応を強化する観点から、23年4月に家畜伝染病予防法
	(昭和26年法律第166号)が改正され、i) 飼養衛生管理基準が定め
	られた家畜の所有者に対し、都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状
	況の報告を義務付け、ii)家畜伝染病の発生を早期に発見するための
	新たな届出制度の創設、iii)口蹄疫のまん延防止のための患畜・疑似
	患畜以外の家畜の予防的殺処分の導入等の措置が講じられた。
	② 一方、我が国周辺のアジア諸国では、口蹄疫や鳥インフルエンザが
	断続的に発生しており、人や物を介した国内への侵入リスクは依然と
	して極めて高い状況にある。
	③ 平成24年度の牛・豚等農場及び家きん農場における飼養衛生管理基
	準の遵守状況をみると、適切な飼養管理が行われていたのはそれぞれ
	全体の45%、65%にとどまっている。また、平成24年度の47都道府県
	における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫演習の結果によ
	ると、防疫作業に係る人員及び資材の確保について事前に派遣元や調
	達先と具体的な調整を行っていないなど、実際に防疫作業を行う場合
	に支障が生じかねないケースがみられたとされている。
主な調査項目	① 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者における当該基準の遵
	守状況及び都道府県による指導等の実施状況
	② 口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況
	③ 家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止に係る関係省の連
	携状況
———— 調査等対象機関	農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等
(予定)	
	l

[※] 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

実 施 年 度	平成26年度
テーマ名	グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査
部 略 申	(1) 経済・社会のグローバル化が進む中で、海外で生活する日本人の子どもの数(注1)は、ここ10年で約1.4倍(平成15年:5万2,462人、25年:7万1,628人)に増加しており、地域別にみると、中東地域が約2倍、アジア地域が約1.7倍、中南米地域が約1.4倍などとなっている。 (2) 現在、国は、海外子女教育について、教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、在外教育施設(注2)に対する教員の派遣、義務教育教科書の無償給与、校舎借料や安全対策費の援助等を行っている。また、帰国子女教育について、日本語指導等の特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の給与等の国庫負担、帰国生徒の高等学校への積極的受入れの要請等を行っている。 (3) 一方、我が国では、グローバル化の進展に対応して、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提とした、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要な課題となっている。 (4) しかし、海外子女が海外での異文化生活等を通じてこれらの能力を身に付けることが十分可能な環境下にある中で、グローバル人材育成の観点からの海外子女・帰国子女教育についての実態は必ずしも明らかになっていない。このような中で、在外教育施設における教育環境や授業内容等がグローバル人材育成に資するものとなっていない、帰国子女教育において海外経験を生かした教育等が十分でないなどの指摘もなされている。
	(注) 1 各年の4月15日現在における我が国の義務教育年齢(満6歳~満15歳まで)に該当する在外邦人の長期滞在者(3か月以上の在留者)で、在留国から永住資格を得ている者を除く。 2 在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設(日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設)である。
主な調査項目	① 海外子女に対する教育の状況 ② 帰国子女に対する教育の状況
調査等対象機関	外務省、文部科学省、都道府県、市町村、関係団体等
(予定)	

実施年度	平成26年度
テーマ名	職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視
・	① 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上の実現が必要であり、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築することとされている。 ② 厚生労働省は、職業能力開発の基本的施策について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき「第9次職業能力開発基本計画」(対象期間は平成23年度から27年度まで)を策定し、成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練を推進してい職業制練の役割・機能の強化、ii)第2のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない求職者に対する無料の職業訓練及び訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う求職者支援制度の創設、iii)ジョブ・カード(注)制度の普及促進等を行っている。 ③ しかし、i)公共職業訓練は、PDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直しが行われているが、訓練の定員充足率が低下傾向(平成23年度に87.3%の充足率が25年度には79.3%)にある、ii)平成23年10月に創設された求職者支援制度は、訓練コースへの応募が低調(平成24年度の応募倍率0.76)で、訓練の定員充足率も24年度は59.7%にとどまっているほか、訓練コースの地域間格差や訓練を担ている。iii)平成25.7%にとどまっているほか、訓練コースの地域間格差や訓練を開くなる要励金の不正受給問題が発生している、iii)ジョブ・カードは、取得者のほとんどが職業訓練受講者で普及が進んでいない、事業者による認知や利用は低調となっているなど、訓練ニーズを踏まえた適切な職業能力開発の実施の推進等が課題となっている。(注)ジョブ・カードは、正社員採用やキャリア・アップを目指す求職者が、キャ
	リア・コンサルティングや職業訓練を受けながら作成する就職活動のための書 類ファイルである。
主な調査項目	① 公共職業訓練の実施状況② 求職者支援訓練の実施状況③ 助成金を活用した雇用型訓練の実施状況④ ジョブ・カードの活用状況
調査等対象機関 (予定)	厚生労働省、文部科学省、経済産業省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、中央職業能力開発協会、都道府県、事業者、関係団体等

実施年度	平成26年度
大池十尺	社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視ー鉄道施設の保全
テーマ名	
	対策等を中心として一
背景事情 	① 鉄軌道における運転事故は、平成 13 年度から 800 件台で推移し、
	24 年度の運転事故は 811 件で対前年度 866 件から 55 件 (6.4%) 減少
	している。一方、輸送障害(列車の運休、旅客列車の 30 分以上の遅
	延等) は、平成 24 年度に 5,881 件発生し、このうち車両に起因する
	ものが 917 件(前年度比 4.1%増)、施設に起因するものが 458 件
	(前年度比 24.8%増)となっており、近年増加傾向となっている。
	② 国は、鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)に基づく、鉄道に関す
	る技術上の基準を定める省令(平成 13 年国土交通省令第 151 号)に
	おいて、鉄道輸送の用に供する施設及び車両の構造及び取扱いについ
	て必要な技術上の基準を定め、鉄道事業者は、これに基づき、実施基
	準(土木施設実施基準等)を定め、これを遵守することとされてい
	る。また、国土交通省は、鉄道事業者に対し、鉄道の種類ごと、施設
	の種類に応じた定期検査の実施について「施設及び車両の定期検査に
	関する告示」(平成 13 年国土交通省告示第 1786 号)等を通知し、鉄
	道事業者はこれを踏まえ、独自に作成した検査マニュアル等に基づき
	検査を実施することとされている。
	③ しかし、JR石勝線トンネル内における列車脱線事故(平成 23 年
	5月、JR北海道)を始めとする鉄道事故や、事故の発生には至って
	いないものの、補修が必要な橋梁が放置されている、電車の架線を支
	えるコンクリート柱が社内規則に違反しているなど鉄道施設における
	保全対策等が十分に講じられていないなどの事案が発生している。ま
	た、事故等の原因として、例えば、i)施設の保守点検が不十分、
	ii) 点検結果に基づく必要な補修が適切に実施されていないことなど
	が挙げられている。
	④ 一方、全国の鉄道事業者の経営状況をみると、特に地域鉄道を取り
	巻く環境は少子高齢化やモータリゼーションの進展等に伴い極めて厳
	しい経営状況が続き、保全対策等が十分実施されていないおそれがあ
> L = = = = = = = = = = = = = = = = = =	り、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等が求められている。
主な調査項目 	① 鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況
	② 鉄道事業者における安全確保対策の取組状況
	③ 国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況
調査等対象機関	国土交通省、鉄道事業者等
(予定)	

実 施 年 度	平成26年度
テーマ名	再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視
背景事情	① 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、再生可能エネルギーに
	ついては、エネルギー源の多様化によるエネルギー安全保障の強化
	や、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連の産業創出・雇
	用拡大の観点からも重要であり、また、地域活性化に寄与することも
	期待されることから、その利用が促進されてきた。
	② その導入拡大のための主要な施策については、 i) 補助金による支
	援(平成9年度~)、ii)電気事業者に対する再生可能エネルギー電
	気の調達についての義務量の枠付け(平成15~24年度)、iii)電気事
	業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成
	23年法律第108号)の制定による固定価格買取制度(国が定めた固定
	価格・期間で再生可能エネルギー電気の購入を電気事業者に義務付
	け、その購入に要する費用に充てるため、電気料金の一部として賦課
	金の支払いを国民に求めることを内容とするもの。以下「FIT」と
	いう。)の創設(平成24年7月施行)へと変遷してきた。
	③ 平成24年度における発電電力量のうち再生可能エネルギー等が占め
	る割合は約1割で、その大半の水力発電(8.4%)を除くと再生可能
	エネルギー割合は1.6%と少ない。しかし、FITの施行により、再
	生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、施行前までの約2,060万
	kWと比較すると約3割増の約2,705万kW(平成25年11月末時点)とな
	っている。
	④ また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、
	「再生可能エネルギーの徹底活用を図る。まずは、固定価格買取制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規
	制の合理化を始めとした規制・制度改革、送電網の整備・実証等の環
	境整備により、民間投資を喚起する」こととされている。
	⑤ このような中、i) FITについては制度の在り方の検討を含めそ
	の見直しが法定されているが、既に、設備認定を受けながら運転して
	いない発電設備の実態調査結果を政策に反映すべきとの議論などがな
	されており、また、ii)再生可能エネルギーの関連補助事業について
\	は有効に行われていないなどの指摘もある。
上 主な調査項目 L	① FITの運用状況等
	② 再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況等
	③ 再生可能エネルギーに係る規制の状況等
== + h+ + 1 & 144 ==	④ 地方公共団体の取組状況等
調査等対象機関	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、事
(予定)	業者、関係団体等 窓については、恋恵があり得る

[※] 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

実 施 年 度	平成26年度
テーマ名	廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視
7 ま 情	廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視 ① 国は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の3第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年環境省告示第34号)に即して、5年ごとに「廃棄物処理施設整備計画」を策定している。平成25年度から29年度までの5か年を計画期間とする現整備計画(平成25年5月31日閣議決定)においては、廃棄物処理施設整備を重点的、効果的かつ効率的に実施することとされており、この中で「ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る」ことなどが示されている。 ② 環境省は、廃棄物処理施設の整備等を推進するため、廃棄物処理施設整備事業を実施する市町村に対し、循環型社会形成推進交付金を交付している。交付対象事業を実施しようとする市町村は、施設整備を含む循環型社会形成推進地域計画を策定し、交付期間の終了後、同地域計画の目標の達成状況等について事後評価を実施することとされている。 ③ 市町村の財政状況が厳しく、循環型社会形成推進交付金の予算も限られている一方で、災害時等にも各廃棄物処理施設が備えている能力を最大限発揮できるよう、強靭な廃棄物処理システムの構築が求められている。このため、地域の自主性及び創意工夫をいかしながら、廃棄物処理施設整備を一層効果的かつ効率的に実施していくことが必要
主な調査項目	となっている。 ① 廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況 ② 循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況 ③ 廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況 ④ 廃棄物処理施設整備に係るストックマネジメントの導入状況
調査等対象機関	環境省、都道府県、市町村、関係団体等
(予定)	

実施年度	平成26年度
テーマ名	地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査
ま 事 情	① 地下街は、公共の用に供される地下歩道と店舗等が一体となった地下施設であり、不特定多数の者が利用する公共的な空間を形成しており、平成 25 年 3 月現在、全国に 78 か所設置されている。地下街の多くは、昭和 30 年代から 50 年代に整備され 8 割以上の地下街が開設から 30 年以上経過し老朽化が進行している。また、近年、台風や集中豪雨等による浸水被害も発生し、さらに、大規模地震、火災等が発生した場合は施設の特異性から大参事になりかねないおそれがあると懸念されている。 ② 地下街については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)等に基づき安全対策を講ずることとされているが、i)耐震化は進んでおらず、また、施設の定期点検の実施など老朽化対策が講じられていない、ii)消防法に基づく防火・防災管理者の指定、防火・防災管理に係る消防計画の策定等が進んでいない、iii)水防法に基づく避難確保計画・浸水防止計画の作成等が進んでいないなど安全対策等が十分なものとなっていない。 ③ 近年、地下空間は、再開発・リニューアルに合わせ、地下街、準地下街、地下鉄駅、地下駐車場などが地下連絡路でネットワーク化され大規模化・複合化が進展し、地下空間における施設や管理者は複数存在し、各管理者は自ら管理する施設について関係法令等に基づき安全対策を講じているものの、管理者間における連携した安全対策が十分講じられていない。
	また、地下街や準地下街、民有地地下と公共用地下をつなぐ施設などは、その管理体制等が明確になっていないなどの指摘があり、地下空間利用施設の総合的な安全対策等が課題となっている。
主な調査項目	① 地下街における施設の維持管理等の実施状況② 地下街における各種法令等に基づく安全対策の実施状況③ 地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況
調査等対象機関 (予定)	総務省、国土交通省、都道府県、事業者、関係団体等
L	

実 施 年 度	平成26年度
テーマ名	世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査
背景事情	① 世界文化遺産は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条
	約」(世界遺産条約)に基づき、ユネスコ世界遺産委員会の「世界遺
	産一覧表」に登録された記念工作物、建造物群及び遺跡であり、これ
	らを人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存す
	ることを目的としている。
	平成25年6月現在、全世界で759件が登録されており、そのうち、
	我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都
	の文化財」など13件が登録されている。
	② 世界遺産条約を履行するための法律は制定されておらず、世界文化
	遺産の保存・管理は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、森林
	法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第
	1号)、景観法(平成16年法律第110号)、地域における歴史的風致
	の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)、景観保護条例
	などの多数の法令や条例に基づいて行われている。
	また、世界文化遺産の保存・管理に関わる関係者は、法令を所掌す
	る府省、地方公共団体、文化財所有者、地域住民など広範にわたるこ
	とから、それらの協力・連携が重要である。
	③ 近年、世界文化遺産が人々の関心を集め、地域活性化の有力な手段
	にもなっているが、一方で、観光客の増加による記念工作物等の毀
	損、排気ガスやゴミなどの環境問題、世界文化遺産を保護するための
	各種規制と住民生活との調和など、世界文化遺産の持続的な保存・管
	理に向けた課題が指摘されている。
主な調査項目	① 世界文化遺産の保存管理計画の策定状況
	② 世界文化遺産の保存・管理の状況
調査等対象機関	外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、都道府県、市
(予定)	町村、関係団体等

[※] 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

実施年度	平成26年度
テーマ名	自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視
背景事情	① 国土交通省は、自動車運送事業者における輸送の安全を確保するた
	め、自動車運送事業等監査規則(昭和 30 年運輸省令第 70 号)による
	ほか、「自動車運送事業の監査方針について」(平成 25 年 9 月 17 日
	付け自動車局長通達)により監査を実施し、法令遵守の徹底を図って
	いる。
	また、平成 17 年に発生した運輸事業における事故・トラブルを契
	機として、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正す
	る法律(平成 18 年法律第 19 号)が公布・施行され、これに基づき、
	18 年 10 月から事業者自らが安全管理体制を構築し、その取組を評価
	する「運輸安全マネジメント」を推進するなど安全確保体制の確立を
	目指している。
	② 総務省は、「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評
	価・監視」を実施し、平成 16 年 5 月に事故の繰り返し・再発の防止
	対策の徹底、運行管理・車両管理の徹底、地方運輸局と都道府県労働
	局との相互通報の徹底などの必要な改善を勧告している。また、「貸
	切バスの安全確保対策に関する行政評価·監視」を実施し、平成 22 年
	9月に貸切バスの安全対策全般について、勧告している。
	③ しかし、事業用自動車の転覆・転落や死者・重傷者発生などの重大
	事故は、平成 23 年は 5,464 件発生し、これを事業種類別にみると、
	バス事業が 2,697 件で 49.4%、トラック事業が 2,029 件で 37.1%、
	タクシー事業が 738 件で 13.5%となっており、バス事業を除き近年
	増加している。また、主な事故原因をみると、車両故障など点検整備
	不良などに起因するものが 2, 287 件 (41.9%) 、運転操作不良や健康
	状態など乗務員に起因するものが 1,981 件 (36.3%) などとなってい
	る。 ②
	④ 自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者にお
	ける運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性を確保
	することが重要となっている。
主な調査項目 	① 自動車運送事業者における事故等の発生状況
	② 自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況 ③ 自動車運送事業者における安全確保対策の取組状況
国本华共免	
┃ 調査等対象機関 ┃ (予宁)	国土交通省、自動車運送事業者等
(予定)	